

土地境界の悩み・トラブルに関する 合同無料相談所

札幌法務局とさっぽろ境界問題解決センターが合同で土地の境界問題に関する相談所を開設しています。

境界のトラブル、境界問題でお困りの方に相談内容に応じた制度等の説明や助言を行います。

境界はどこ？



1 相談場所及び相談日時

札幌市北区北8条西2丁目1-1

札幌第一合同庁舎1階

札幌法務局不動産登記部門内相談コーナー

毎週火曜日、木曜日の午後1時から午後4時まで **(予約制)**

2 相談の予約先・お問合せ

札幌法務局不動産登記部門 地図整備・筆界特定室

電話 011-709-2311 内線 2178

予約受付時間 平日 午前9時から午後5時まで

3 相談員

法務局職員とさっぽろ境界問題解決センターから派遣された土地家屋調査士が担当します。

4 その他

- (1) 相談は、**事前に予約が必要**です。
- (2) 相談時間は、1時間以内とします。
- (3) 相談内容については、秘密を厳守します。

相談して
みようか！

